

伊万里市広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市有資産への民間企業等の広告の掲載を通じて、その広告媒体としての活用を促進することにより、市の新たな財源を確保し、もって、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる市有資産のうち広告募集を行うものをいう。

ア 市の広報印刷物

イ 市の財産

ウ 市のWEBページ

エ その他広告媒体として活用できる市有資産で別に定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第3条 広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 政治性のあるもの

(4) 宗教性のあるもの

(5) 社会問題についての主義主張

(6) 個人の氏名広告

(7) 求人広告

(8) 美観風致を害するおそれがあるもの

(9) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの

(10) その他、広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体への掲載に関する基準は、別途定める。

(広告媒体、広告の規格及び広告掲出場所等)

第5条 広告掲載を行う広告媒体、広告の規格、広告掲載場所、広告募集方法及び選定方法については、別途定める。

(広告審査委員会)

第6条 広告の募集、広告の内容等に関し、必要な審査を行うため、伊万里市広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の委員長は、総合政策部長をもって充て、副委員長は、総合政策部企画政策課長をもって充てる。
- 3 委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は、必要に応じ、広告の内容に関する事項を所管する課の長を、臨時の委員として加えることができる。
- 5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(既に委員会による審査を受けた広告案件の追加審査の取り扱い)

第7条 前条の規定による委員会の審査を受け掲出の決定を受けた広告案件に係る当該決定日以降に応募のあった広告内容の審査については、広告媒体の所管において必要な審査を行うこととする。

また、個別の審査において決定された事項を速やかに委員長に報告するものとする。

(会議)

第8条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員長及び委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を所管する課の職員を委員会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。
- 5 委員長は、必要に応じ、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(審査結果の通知)

第9条 委員会は、審査結果を主管課長に通知するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総合政策部財政課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月7日から施行する。

別表1（第6条関係）

職	役 職
委員長	総合政策部長
副委員長	企画政策課長
委員	情報政策課長
〃	財政課長
〃	総務課長
〃	環境政策課長
〃	福祉課長
〃	道路河川課長
〃	上下水道部管理課長
〃	教育総務課長